

# 大分県報

令和三年  
第二四二号  
九月十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

指定予定保安林（三件）……………	一
付保義務の発生（二件）……………	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	二
公安委員会告示	
銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定……………	五
公 告	
落札者等の公示（二件）……………	五
土地改良区の役員の就退任（二件）……………	六
土地改良区の役員の退任……………	七

### ○告示

#### 大分県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 保安林予定森林の所在場所  
大分市大字本神崎字河内一五〇九番
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第五百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 保安林予定森林の所在場所  
日田市大字山田字山ノ口一二五六番一、一二五七番二
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

- 立木の伐採の方法  
（一）主伐に係る伐採種は、定めない。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 大分県告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字小川字高津河内六五三番一・字ヲトツラ八五八番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八三一番一、八三二番二、八四四番一から八四四番三まで、八四五番一、八四五番三、八四五番四、八四六番一から八四六番三まで、八五一番一、八五一番二、八五八番二

指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五百五十四号

真玉町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百五十五号

津久見市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
平尾③	臼杵市大字田井	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、臼杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
中村西②	臼杵市大字下ノ江	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
末広下②	臼杵市大字末広	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
下平原⑦	臼杵市大字藤河内	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
小網代②	臼杵市大字志生	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

久保⑤	末広②	③北ノ口	大橋③	大橋②	(B)福良③	松原③	香堂②	
室 大字戸 白杵市	無田 大字江 広及び 大字末 白杵市	田 大字前 白杵市	訪 大字諏 白杵市	訪 大字諏 白杵市	良 大字福 白杵市	木小野 大字久 尻及び 大字田 白杵市	広 大字末 白杵市	
区域 土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和三年九月十四日

下忠野	③上忠野	溜水5	野⑤上西神	栃原6	中野⑮	(B)田中⑯	深田⑧	ぴあ	あすと
白杵市	神野 大字東 白杵市	子 野津町 大字王 白杵市	神野 大字西 野津町 白杵市	畑 大字西 野津町 白杵市	屋 大字岩 野津町 白杵市	畑 大字西 野津町 白杵市	田 大字深 野津町 白杵市	江無田 びあ及 び大字	白杵市 あすと
土砂災害警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	区域 災害特別警戒	土砂災害警戒
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図の	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報(告示)



②	玖珠町 大字戸 畑	区域及び土砂 災害特別警戒 区域	地の崩 壊	とおり	
井の尻 4	玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
④ 木牟田	玖珠郡 玖珠町 大字四 日市	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
(B) 本村②	玖珠郡 玖珠町 大字太 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
③ 屋形原	玖珠郡 玖珠町 大字森	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
山中③	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第84号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定により、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和3年9月14日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 指定した医師の氏名並びに勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
-------	-----------	--------	--------

熊本 庄二郎	くまもとココロクリ ニッパ	杵築市北浜665番地 432	銃砲刀剣類所持等取締法 第5条第1項第3号の政 令で定める病气（銃砲刀 剣類所持等取締法施行令 （昭和33年政令第33号） 第8条第3号に規定する 病気を除く。）にかつ ている者並びに同法第5 条第1項第4号及び第5 号に掲げる者であるかど うかを調査する必要がある と認める者
山田 滋	医療法人愛敬会 城 東病院	大分市牧2丁目16番 16号	
上田 徹	かみだ脳神経クリニック	大分市大字駕野1028 番地1	銃砲刀剣類所持等取締法 施行令第8条第3号に規 定する病気にかつてい る者であるかどうかを調 査する必要があると認め る者
後藤 一也	独立行政法人国立病 院機構 西別府病院	別府市大字鶴見4548 番地	
千嶋 達夫	医療法人積善会 千 嶋病院	豊後高田市呉崎738 番地1	介護保険法（平成9年法 律第123号）第5条の2 第1項に規定する認知症 である者であるかどうか を調査する必要があると 認める者
瀧野 勝弘	医療法人瀧野会 瀧 野病院	大分市坂ノ市中央五 丁目1番21号	

2 指定年月日

令和3年8月23日

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和3年9月14日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 落札に係る役務の名称及び数量

大分県自治体情報セキュリティクラウド構築業務委託 一式

令和三年九月十四日

大分県報（告示・公安委告示・公告）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部電子自治体推進室  
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日  
令和三年八月二十七日

四 落札者の氏名及び住所  
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健  
大分市東春日町十七番五十七号

五 落札金額  
六千二百五十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札

七 総合評価一般競争入札の公告をした日  
令和三年七月十三日

次のとおり落札者等について公示する。  
令和三年九月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量  
L G W A N ファイアウォール等一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部電子自治体推進室  
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日  
令和三年八月三十一日

四 落札者の氏名及び住所  
東京センチュリー株式会社 福岡営業部長 伊藤 卓朗  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目五番一号

五 落札金額  
六十九万六千八百五十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日 令和三年七月二十日		土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川平土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。 令和三年九月十四日	
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
役名	氏名	住	所
理事	角熊 益美	由布市庄内町渕一三一一番地	
〃	栗林 量教	〃 庄内町野畑九七二番地	
〃	式田 英一	〃 庄内町渕七三八番地	
〃	大嶋 安長	〃 庄内町渕八四四番地	
〃	土屋 益美	〃 庄内町野畑一五三の三番地	
〃	安部 英助	〃 庄内町野畑一九六九番地	
〃	安藤 義則	〃 庄内町柿原一〇七三番地	
〃	田北 隆重	〃 庄内町野畑二九六番地	
〃	角上 盛司	〃 庄内町野畑一六一一番地	
監事	渕 次雄	〃 庄内町野畑八六五番地一	
〃	麻生 正義	〃 庄内町渕九〇八番地	
〃	麻生 正美	〃 庄内町大龍一七四六番地一	
（就任役員）			
役名	氏名	住	所
理事	栗林 量教	由布市庄内町野畑九七二番地	
〃	麻生 正治	〃 庄内町渕一一四二番地	

〃	佐々木 義盛	〃	庄内町野畑四二四の一番地
〃	生野 則子	〃	庄内町測九六四番地一
〃	大津 二彦	〃	庄内町野畑一五八四番地
〃	安部 英助	〃	庄内町野畑一九六九番地
〃	測 徳見	〃	庄内町野畑八七〇番地
〃	麻生 榮次	〃	庄内町柿原一四二六番地
〃	大津留 誠	〃	庄内町測六一番地三
〃	阿部 明	〃	庄内町測六〇番地三
〃	式田 英一	〃	庄内町測七三八番地
〃	工藤 俊昌	〃	庄内町測三八三番地二
〃	大島 英一	〃	庄内町柿原九二五番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川平土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年九月十四日

（退任役員）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

役員	氏名	住 所
理事	麻生 榮次	由布市庄内町柿原一四二六番地

（就任役員）

役員	氏名	住 所
理事	大塚 直	由布市庄内町柿原一四三一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元治水井路土地改良区（由布市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年九月十四日		
役員	氏名	住 所
理事	池田 慶司	福岡県大野城市上大利三丁目四番二六号

（退任役員）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年九月十四日

大分県報（公告）